

災害時における防災活動協力に関する協定書

三条市（以下「甲」という。）とイオン株式会社ジャスコ三条店（以下「乙」という。）は、災害時における防災活動への協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、三条市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が協力して行う、被災者等を救援するための防災活動について、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲は、乙に対し次の事項について協力を要請することができ、乙は、その要請に対し可能な限り協力するものとする。

(1) 乙が、乙の店舗及び乙の関係機関において保有する次に掲げる生活必需物資等を供給すること。

ア 食料品

イ 飲料品

ウ 衣類

エ 日用生活品

オ その他甲が指定する物資

(2) 乙が、乙の店舗において、被災者等に対し、避難場所、飲料水、トイレ等を提供すること。

(3) 乙が、乙の店舗において、被災者等に対し、テレビ、ラジオ等で知り得た災害情報を提供すること。

2 甲と乙は、前項に定めのない事項について、必要に応じて相互に協力を要請することができるものとする。

（協力要請の手続）

第3条 前条の規定による甲及び乙の協力要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（物資の納入）

第4条 乙は、甲と調整の上、甲が指定する場所へ物資を納入するものとする。

2 甲は、物資の納入引渡場所に職員を派遣し、要請に係る物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

3 甲は、乙が物資の運搬に使用する車両を緊急通行車両とするよう配慮するものとする。

(経費の負担)

第5条 第2条第1項第1号及び同条第2項の規定により乙が供給した物資の対価及び甲の要請に基づいて乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(費用の支払い)

第6条 甲は、物資の納入を受けた後、乙からの請求書を受領した場合には、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

(連絡責任者等)

第7条 物資の要請及び供給に関する事項等の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を定めるものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(履行義務の免除)

第8条 乙が被災した場合、甲乙協議の上、被害の程度に応じて履行義務の一部又は全部を免除することができるものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年6月2日

甲 三条市
代表者 三条市長 高橋 一夫

乙 三条市西裏館2丁目12番20号
イオン株式会社ジャスコ三条店
店長 菅原 朗